

# 味の素(株)東海事業所OB会会則

## 第1条 (名称及び所在地)

本会は、「味の素(株)東海事業所OB会」と称し、所在地を味の素(株)労働組合東海支部内とする。

## 第2条 (目的)

本会は、会員の健やかな生活と会員相互の親睦を図ると共に、味の素株式会社の発展に協力することを目的とする。

## 第3条 (構成)

(第一項) 本会は、次の者を会員として構成する。

1. 東海事業所を定年退職して、入会を希望する者。
2. 東海事業所に在職歴があり、他社、他事業所で定年を迎え、入会を希望する者。
3. 東海事業所に在職歴があり、60歳の定年前に退職した者で、入会を希望する者。
4. その他、幹事会で入会を認められた者。

(第二項) 本会は、次の者を名誉会員として構成する。

- ・米寿(満88歳)を迎えた者は名誉会員とし、扱いは会員同等とする。

## 第4条 (入会及び退会)

1. 本会は、前条に該当する者の入会及び退会は本人の意志を尊重する。
2. 前項以外に幹事会で入、退会を認められた者。

## 第5条 (役員と任期)

1. 本会は、会を運営するため次の役員を置く。  
会長；1名、副会長；1名、会計；1名、顧問；1名  
幹事；10名以内
2. 前項の役員を以って幹事会を構成する。
3. 会計監査は会員の中から2名を選任する。
4. 全役員及び会計監査の任期は2年とし、再任を妨げない。2年とは総会で選任後から翌々年の総会終了までとする。

## 第6条 (役員を選出)

本会の役員は、総会で会員の中から互選により選出する。

## 第7条 (総会)

1. 本会は、会員相互の親睦と会の運営に関する事項を審議するため総会を開催する。
2. 総会は毎年一回5月に定期総会を開催し、必要あるときは臨時総会を開催する。
3. 総会における決定は、出席者の過半数以上の同意を以って成立する。
4. 幹事会は、定期総会において年次の活動計画と活動報告及び予算と決算報告を行う。

## 第8条（会費）

1. 本会を運営するため、会員から年次会費として3,000円／人を徴収する。
2. 会費の納入は、原則として毎定時総会時とする。
3. 本会の年次は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
4. 名誉会員は会費を翌年より免除する。

## 第9条（慶弔などの定め）

### 1. 慶弔の定め

#### 1) 慶事 会員が次の年齢に達した時

- 満77歳（喜寿）→ お祝いとして1万円の商品券を贈る。
- 満88歳（米寿）→ お祝いとして1万円の商品券を贈る。
- 満99歳（白寿）→ お祝いとして1万円の商品券を贈る。

#### 2) 弔事

- ① 会員が亡くなられた時、ご遺族に香典として3万円（内供花1対2万円相当）を贈る。
- ② 会員の奥様が亡くなられた時、会員に香典として1万円を贈る。

### 2. 病気のお見舞い

会員が、病気または怪我などで入院加療が2週間以上に及んだ時、お見舞いとして5千円を贈る。  
ただし、一回を限度とする。

3. 災害を受けた会員へのお見舞いは、幹事会でその都度協議して決める。
4. 本条各項とも返礼はなしとする。
5. この定めがない事項は、幹事会の協議により決める。

## 第10条（幹事会）

1. 幹事会は、必要に応じ会長が召集し開催する。
2. 幹事会は、本会の目的に沿った年間活動計画を立て、総会の承認を得て諸行事を実施する。
3. 本会の運営に必要なことで、会則に定めのない事項は幹事会で協議して決める。必用によって幹事会運用内規を設けることができる。

## 第11条（付則）

この会則は、平成12年5月22日より実施する。

平成16年4月1日付 一部改訂  
平成18年4月1日付 一部改訂  
平成19年4月1日付 一部改訂  
平成20年4月1日付 一部改訂  
平成24年4月1日付 一部改訂